

## 統計調査員を募集しています

☎ 鏡石町統計調査員協議会  
(事務局：町総務課) ☎ 62-2111

鏡石町統計調査員協議会では、統計に関して理解と熱意を持って、国が実施する統計調査の業務に従事して下さる方を広く募集しています。

統計調査員は、国勢調査や経済センサス、工業統計調査など、各種統計調査が実施されるごとに、国または県から統計調査員として任命され、調査票の配布や回収、回収した調査票の点検、整理などの業務に従事していただくことになります。調査業務終了後は内容に応じて調査員報酬が支払われます。

町の統計調査員となられた方には、国や県からの調査員募集について優先的にご案内しますが、統計調査への従事は強制ではありませんので、可能な範囲でご協力いただければ結構です。

町統計調査員協議会への入会をご希望の方は、担当職員による簡単な面接や統計調査業務についての説明を行いますので、お気軽に町総務課までご連絡ください。

### ●募集対象

鏡石町内在住の概ね 25 歳～ 60 歳の方で、統計調査に理解と関心のある方

## 遺言書を法務局でお預かりします

☎ 福島地方方法務局郡山支局  
☎ 024-962-4500

令和 2 年 7 月 10 日から、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請することができる制度が始まりました。

この制度は、遺言書保管所（法務局）において遺言書を大切に保管しますので、紛失や亡失の防止、第三者による破棄や改ざんなどの心配がないほか、遺言者が亡くなられた後の手続きとして、相続人等は各遺言書保管所に保管中の遺言書の内容の証明書を請求したり、遺言書の閲覧をすることもできるなど、遺言者だけでなく相続人や受遺者にもメリットのある制度です。

また、この制度を利用して保管した自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認の手続きが不要となります。

この制度の利用には、各種確認や手続きの処理に一定程度の時間を要するため、手続きの順番をお待ちいただくことがないよう、予約を前提としています。

制度の利用についての詳細は、法務省のホームページをご覧ください。また、福島地方方法務局郡山支局までお尋ねください。



## ☆ 6 月はシートベルト着用強化月間です ☆

### ① 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

昨年の福島県内の四輪乗車中の死者 20 人中、シートベルト非着用者は 7 人 (35%) で、うち 5 人 (71%) は着用していれば救命効果があったと思われます。

### ② 後部座席のシートベルト着用は義務？

後部座席のシートベルト着用も法律で義務付けられています。また、幼児を乗車させるときはチャイルドシートの使用が義務付けられています。

### ③ シートベルトをしていないと、3つの危険があります！

#### (1) 車内で全身を強打する

時速 60km で壁などに衝突すると、高さ 14 m のビルから落ちるのと同じ衝撃を受け、全身がハンドルや前席、天井などに叩きつけられることになります。

#### (2) 車外に放り出される

衝突の勢いが激しいと、車外に放り出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。

#### (3) 同乗者に被害を与える

衝突の勢いで後部座席同乗者が前の座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバッグに挟まれ、頭に大けがをする危険性があります。



鏡石町交通対策協議会・鏡石町交通安全協会・鏡石町交通安全母の会

## 認知症に関する相談窓口設置

☎ 鏡石町認知症初期集中支援チーム  
(福祉こども課) ☎ 62-2210

鏡石町認知症初期集中支援チームでは、毎月第 3 木曜日に認知症に関する相談窓口を設置しています。認知症は初期の気付きと治療が大切です。不安や悩みについてお気軽にご相談ください。

事前申し込みが必要となりますので、相談をご希望の方は開催前週の金曜日までにお申し込みください。

### ●日時

6 月 17 日(木) 13 時 30 分～

### ●場所

勤労青少年ホーム 2 階 相談室

### ●対象

40 歳以上で在宅生活をしており、認知症について不安や悩みをお持ちの方、家族に認知症の疑いがあり、相談したい方

## 児童手当の現況届提出を忘れずに！

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210

現在児童手当を受給している方は、6 月末日までに現況届の提出が必要となります。

現況届は、受給者等の毎年 6 月 1 日時点の状況を把握し、6 月以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護、生計同一関係等)を満たしているかどうかを確認するための大切な届出です。提出がない場合、6 月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、対象となる方には現況届の用紙を送付しますので、必要事項を記入の上、6 月 30 日(木)までに福祉こども課へ提出してください。

## 労働困りごと相談窓口のお知らせ

☎ 福島県労働委員会事務局  
☎ 024-521-7594

賃金未払い、解雇、退職などの労使間のトラブルに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

相談は、平日の面談や電話のほか、電子メールで随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

### ●相談方法

来所⇒福島市中町 8 番 2 号 県自治会館 4 階

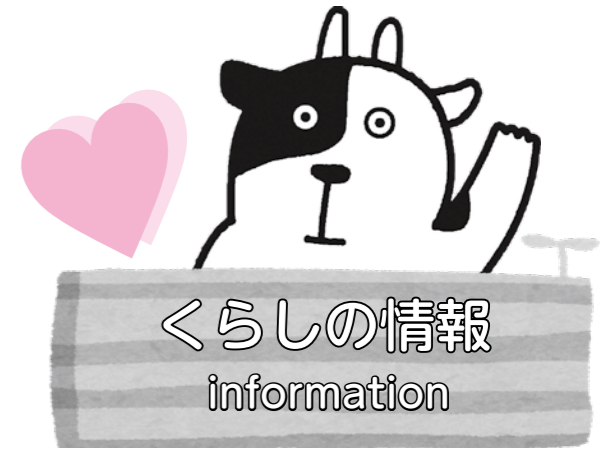
電話⇒ 024-521-7594

電子メール⇒ホームページより受付

### ●相談受付時間

来所、電話⇒ 8 時 30 分～ 12 時、13 時～ 17 時

電子メール⇒随時



## くらしの情報 information

## 町営住宅「境団地」入居者を募集

☎ 総務課 ☎ 62-2117

町では、町営住宅「境団地」の 7 月以降の入居者を次のとおり募集します。

### ●募集戸数

2 戸 (いずれも 4 階、3 LDK)

※エレベーターはありません。

### ●入居申込資格者

次の①～⑦の条件をすべて満たす方となります。

#### ① 単身世帯でない方

※特例による単身世帯の入居申込資格に関しては、総務課までお問い合わせください。

#### ② 住宅に困窮していることが明らかの方

#### ③ 現在、町内に住所または勤務場所がある方

#### ④ 町税等の滞納がない方

⑤ 月々の収入(控除後)が入居世帯で 158,000 円を超えない方(未就学児や障がい者等がいる世帯は 214,000 円)

#### ⑥ 入居者及び同居者が暴力団員でない方

#### ⑦ 県内在住 1 名の連帯保証人をつけられる方

### ●申込みまでの流れ

入居申込資格の有無を確認し、記入内容及び必要書類をご説明します。

### ●申込受付期間

6 月 3 日(木) 8 時 30 分～ 7 月 1 日(木) 17 時まで

### ●選考方法

入居者選考委員会にて申込者の資格審査や居住現況等を審議し入居者を決定します。

### 【間取り (3 LDK)】

